

令和7年度第1回与謝野町公共施設等マネジメント推進委員会

次 第

日 時：令和7年5月29日（木）
午後7時～
場 所：岩滝保健センター 2階
会議室1・2

1. 開会

2. 町長挨拶

3. 議事

(1) 公共施設等総合管理計画の実施状況について・・・・・・・・・・ 資料1

(2) 第1次答申に対する町の考え方の一部修正について・・・・・・・・ 資料2

(3) 庁舎の検討手順について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料3

(4) その他

・町のコンセプトについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料4

4. 閉会挨拶

与謝野町公共施設等マネジメント推進委員会

委 員 名 簿

（敬称略・区分内で五十音順）

区分	所属	氏名	備考
有識者	一般社団法人 地域問題研究所 理事長 京都府立大学名誉教授	青山 公三	
	京都府立大学公共政策学部 教授	川勝 健志	委員長
	よさの地域デザイン会議 元委員	坂中 綾香	
	福知山公立大学地域経営学部 准教授	杉岡 秀紀	
執行機関 である委 員会等の 委員	教育委員	佐々木 和代	副委員長
	行政改革推進委員会 会長代理	西川 明宏	

任期：令和6年12月26日～令和8年12月25日

所属	氏名	備考
与謝野町長	山添 藤真	

区分	所属	氏名	備考
事務局	与謝野町 副町長	井上 雅之	
	総務課 課長	柴田 勝久	
	総務課 財産活用・契約室	細井 義文	
	企画財政課 課長	山口 崇	
	企画財政課 ふるさと応援促進室 室長	小室 光秀	
	企画財政課 主幹	大江 聡	
	企画財政課 係長	渡邊 稔之	
	企画財政課 係長	松本 潤也	
	企画財政課 主任	秦 弘記	
	産業観光課 課長	市田 桂一	
	建設課 課長	柴山 進	
	教育委員会 次長 兼 学校教育課 課長	中上 伸午	
	教育委員会 社会教育課 課長	小谷 貴儀	

○与謝野町公共施設等マネジメント推進委員会条例

令和4年6月21日

条例第19号

(設置)

第1条 本町の公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、その最適化を図るため、与謝野町公共施設等マネジメント推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共施設等 町が公用又は公共の用に供する建築物、道路、橋りょう、公園、上下水道等の施設（これらに附属する施設を含む。）をいう。
- (2) マネジメント 経営資源を総合的かつ統括的に企画し、管理し、及び利活用する計画的な取組をいう。

(所掌事項)

第3条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 公共施設等総合管理計画に関すること。
- (2) 前号の計画に基づく取組の推進及び進捗管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公共施設等のマネジメントの推進に関し町長が必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、有識者、執行機関である委員会等の委員及び公共的団体等の役員のうちから町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(令和6年3月31日以前に委嘱された委員の任期の特例)
- 2 令和6年3月31日以前に委嘱された委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

令和5年3月29日

与謝野町長 山添 藤真 様

与謝野町公共施設等マネジメント推進委員会
委員長 川勝 健志

与謝野町公共施設等マネジメントの推進に関する第1次答申（意見表明）

本委員会は、令和4年9月27日付け4与企財第372号により「与謝野町公共施設等マネジメントの推進について」諮問を受け、本年度は数ある公共施設の中でも、特に緊急度が高く重要と思われる役場庁舎、こども園、保育所、学校を対象に、あえて個別具体的に議論を進めて参りました。またその過程では、委員会開催に先立ち、複数回にわたって現地視察も行い、当該施設の実態把握にもできる限り努めました。

諮問文には答申時期が明記されていませんが、議論の対象としたこれらの公共施設の緊急性と重要性、また年度の節目を迎えることに鑑み、第1次答申として下記のとおり意見を表明致します。

記

1. 問題の所在—計画等の遅滞と新たな課題

- ・議論の対象とした公共施設の既にある答申、方針、計画（以下、「計画等」）については、策定当時の議論の蓄積に基づいて、熟慮の末、策定されたものと思料します。しかし、現在の進捗状況を確認したところ、緊急度が高く重要な案件であって、本来であれば実現、ないし実現に向けて進行していなければならないにもかかわらず、一部の実現に留まっており、中には進行していない案件もあります。
- ・その原因は、当該計画等の推進に不可欠な住民との情報共有や対話が十分でないこと、財政計画に結び付けられていないこと、庁内に実行する体制が整えられていないこと等が考えられます。
- ・既にある計画等は、策定時からかなりの年月が経過しているために、当時とは前提が異なる点がいくつかあります。

例① 新型コロナウイルス感染症の拡大を背景とした、デジタル技術を活用した社会の変革（デジタルトランスフォーメーション（DX））

例② 民間の資金やノウハウを活用した公共施設の整備（PPP/PFI）に関する事例・ノウハウの蓄積と普及

例③ 保護者の働き方の変化に伴い、未満児をこども園・保育所へ預けるケースの増加

2. 推進のための検討方針

前項の確認を踏まえ、次の2点を推進のための検討方針として、提案します。

(1) 計画等の再検討及び一部見直し

- ・既にある計画等を基本としたうえで、それらが定められた時とは状況が変わっている事項を加味して早急に再検討し、場合によっては部分的な見直しを行うこと。

(2) 再編過程で検討すべき視点

- ・推進チームを庁内に組織し、検討や実行の期限、スケジュールを明確にすること。
- ・公共施設の再編に必要な予算とスケジュールを財政計画に反映し、計画的に推進すること。
- ・民間の資金やノウハウを活用した公共施設の整備（PPP/PFI）手法を採用した事例の蓄積に学び、その可能性についても検討すること。
- ・施設単体に留まらず、保有する財産の全体を俯瞰した検討を進めること。
- ・施設の統廃合にあたっては、跡地の活用についても同時に構想すること。
- ・個々の公共施設の方向性や具体的な整備案については、検討結果のみならず、その検討過程から随時、住民に情報提供や意見の聴取、複数の選択肢の提示等を行い、住民との合意形成を丁寧に行うこと。
- ・住民に目に見える形で具体的なアクションを起こし、まちや地域が良い意味で変わっていく雰囲気や機運を高めて、住民の主体的な参加を促すこと。
- ・個々の公共施設に関する動きについては、公共施設全体の最適化を図り、再編のロードマップを示す役割を担う本委員会にも随時情報を共有すること。
- ・本委員会の委員から意見として出された、新しい価値を生み出しうるアイデアや新たな選択肢等についても検討材料とすること。

3. これまでの検討を踏まえた意見

それぞれの公共施設について検討した結果、次のとおり意見とします。

(1) こども園・保育所

【進捗状況等の確認】

- ・与謝野町では、「与謝野町子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月）」に基づき幼保連携型認定こども園の整備を計画的に進められ、残すところ野田川地域の1つのこども園と2つの保育所の統合のみとなっています。
- ・野田川地域の現在のこども園・保育所のすべての園舎は老朽化が著しく、子ども達の就学前教育・保育に必要な施設環境の整備や、地域間格差の解消が求められている。

ること、加えて保護者の働き方の変化等、時代に対応した保育サービスが求められていることから、新園舎の整備は急務です。

【委員会としての意見】

- ・比較的大規模なこども園への統合の是非や、こども園、保育所、幼稚園といった多様な選択肢がある環境を求める意見が依然としてあることから、就学前教育・保育のあり方について、保護者にいま一度、確認しておく必要があります。
- ・新園舎の整備については、時期や場所（現在の運営用地や新たな場所に新規建設するほか、小学校・中学校の空き校舎の活用や学校用地への新規建設）、加えて他の機能を保有した複合施設とする等、複数の選択肢が考えられます。それぞれの選択肢の可能性の有無や必要となる条件次第で実現できる姿も変わってくることから、事前に十分な調査が必要です。
- ・以上のように、早急に具体的な整備計画の策定が求められる一方で、一定の時間を要する保護者への確認や十分な調査・研究・検討が必要になるという難しい状況にあります。双方を速やかに進めるべきです。

（２）学校

【進捗状況等の確認】

- ・子ども達にとって大切な学びの場をどのように整備するかということがまず先にあり、そのために次に学校施設はどうあるべきかという順序で考えるという方針は、既に「学校等の適正規模適正配置に関する基本方針【改訂版】（平成 28 年 5 月策定）」で示されています。
- ・中学校については、「将来、加悦中学校と江陽中学校を統合し、1 中学校とする必要がある」との方針となっていますが、その具体的な議論は進んでいません。
- ・統合校である市場小学校が今年で築 50 年を迎えます。

【委員会としての意見】

- ・公共施設の中でも、学校は地域の未来を左右するという意味で、他の公共施設とは意味合いが異なります。
- ・小学校と中学校の施設整備については、一体的に検討することが適当ですので、中学校の再編についても、具体的な方向性をできる限り早期に示す必要があります。
- ・複数の小学校を統合する一方で低学年の子ども達が通える範囲の小学校を分校として存続させるという文科省による新たなアイデア、江陽中学校を活用した複合化など、野田川地域の学校のあり方については、様々な選択肢が考えられます。

(3) 役場庁舎

【進捗状況等の確認】

- ・「与謝野町庁舎統合の検討について（答申）〔平成 24 年 11 月〕」では、「将来しかるべき時期に」庁舎を 1 つに統合するという方向性が示され、現在の分庁舎方式を「当面」継続すると結論付けられましたが、それからすでに 10 年も経過しています。

【委員会としての意見】

- ・3 町合併という大きな決断を背景に、上記答申で示された合意事項（庁舎統合という方向性）は重く、また答申から 10 年が経過した今、「当面」は当てはまらず、「将来しかるべき時期」に來ていると十分解釈できます。
- ・「よさの地域デザイン会議のまとめ（令和 4 年 7 月）」や令和 4 年 11 月に実施された町職員を対象としたアンケート結果等にも見られるように、庁舎を統合していく方向性について、見解はほぼ一致しています。
- ・庁舎統合によって、公共サービスのオンライン化や小学校区単位程度に窓口を置く等の分散化、地域公共交通の利便性の向上についても検討し、よさの地域デザイン会議で描かれたものに近づけるべきです
- ・役場庁舎は、住民にサービスを提供する場ですが、町職員が働く場でもありますので、時代に合った機能を有し、住民にとって便利で、職員にとっても働きやすい環境とすべきです。複合化、共用化、周辺施設との連携により財源を生み出す仕組みを検討することも必要です。
- ・町の財政状況は厳しく、同時期に複数の大規模投資を行うことは、町財政の持続可能性を危うくし、必要な住民サービスに小さくない影響を及ぼしかねません。
- ・庁舎統合の手順、時期等については、町の財政状況も含めて、具体的な統合案の検討を進めるべきです。

(4) その他

- ・本委員会において多数の意見やアイデア、提案がありましたので、今後の検討の参考にしてください（参考資料参照）

4 与企財第 3 7 2 号

令和 4 年 9 月 2 7 日

与謝野町公共施設等マネジメント推進委員会委員長 様

与謝野町長 山 添 藤 真

与謝野町公共施設等マネジメントの推進について（諮問）

与謝野町公共施設等マネジメント推進委員会条例第 3 条（令和 4 年与謝野町条例第 1 9 号）の規定により、次のとおり諮問します。

諮 問

人口減少・少子高齢化や社会情勢の変化、公共施設の老朽化の進行、町の厳しい財政状況等を踏まえた持続可能なまちづくりを推進するため、本町の公共施設等のマネジメントの推進に関し、次の事項について、貴委員会の審議を求めます。

- 1 概ね 2 0 年後の公共サービスのあるべき姿及びそれを実現するための公共施設のあるべき姿（配置、量等）について
- 2 あるべき姿を実現する公共施設の配置のロードマップについて